

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>メートルを超え500平方メートル以下のときは25,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円</p> <p>ロ 法第6条第5項又は第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を要する場合 イの額に、当該構造計算適合性判定に係る構造計算1件につき次の額を加算した額</p> <p>(1) 法第20条第2号イに規定する方法によるもの 160,000円</p> <p>(2) 法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの 110,000円</p>	<p>ロ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1又は0平方メートル（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ハ 建築物を移転する場合（ニに掲げる場合を除く。）当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>ニ 移転確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面</p>			<p>ル以下のときは25,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円</p>	<p>ロ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1又は0平方メートル（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ハ 建築物を移転する場合（ニに掲げる場合を除く。）当該移転に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>ニ 移転確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面</p>

現 行 条 例						改 正 条 例					
					積の2分の 1						積の2分の 1
略						略					
8	建築基準法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物の工事の完了に係る検査	建築物完了検査手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のときは13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは20,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは26,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円	申請又は通知のとき	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	8	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物の工事の完了に係る検査	建築物完了検査手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のときは13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは20,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは26,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円	申請又は通知のとき	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
9	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく工作物の工事の完了に係る検査	工作物完了検査手数料	12,000円	申請又は通知のとき		9	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物の工事の完了に係る検査	工作物完了検査手数料	12,000円	申請又は通知のとき	
略						略					
16の2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合通知に係る申出に対する審査	適合通知に係る審査手数料	6の項の規定により算定した額。この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合	申出のとき		16の2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合通知に係る申出に対する審査	適合通知に係る審査手数料	6の項の規定により算定した額	申出のとき	

現 行 条 例					改 正 条 例								
				性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。									
16の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1戸につき、次に掲げる当該認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） イ 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審	申請のとき	法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。 <u>この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。</u>	16の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1戸につき、次に掲げる当該認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） イ 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審	申請のとき	法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。		

現 行 条 例				改 正 条 例			
			<p>査（以下この項及び次項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては<u>18,000円</u>）</p>				<p>査（以下この項及び次項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては<u>18,000円</u>、<u>同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては</u><u>21,000円</u>）</p>
			<p>ロ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 （評価機関審査を受けた場合にあっては<u>30,000円</u>）</p>				<p>ロ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 （評価機関審査を受けた場合にあっては<u>30,000円</u>、<u>住宅性能評価を受けた場合にあっては</u><u>62,000円</u>）</p>
			<p>ハ 住宅の戸数が6戸以上のもの 205,000円 （評価機関審査を受けた場合にあっては<u>47,000円</u>）</p>				<p>ハ 住宅の戸数が6戸以上のもの 205,000円 （評価機関審査を受けた場合にあっては<u>47,000円</u>、<u>住宅性能評価を受けた場合にあっては</u><u>98,000円</u>）</p>

現 行 条 例					改 正 条 例				
16 の 4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円 ロ その他の場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円	申請のとき 法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。	16 の 4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき 1,000円 ロ その他の場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。） (1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円	申請のとき 法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に6の項の規定により算定した額を加算した額とする。

現 行 条 例					改 正 条 例				
			<p>(評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。)にあつては<u>14,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあつては<u>24,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあつては<u>38,000円</u>)</p>						<p>(評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合(以下この項において「評価機関審査を受けた場合等」という。)にあつては<u>14,000円</u>、<u>住宅性能評価を受けた場合にあつては16,000円</u>)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 73,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあつては<u>24,000円</u>、<u>住宅性能評価を受けた場合にあつては40,000円</u>)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (評価機関審査を受けた場合等にあつては<u>38,000円</u>、<u>住宅性能評価を受けた場合にあつては63,000円</u>)</p>
略					略				

現 行 条 例				改 正 条 例					
51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 <u>（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合に</u>	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供す	51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 <u>（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合に</u>	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供す

現 行 条 例				改 正 条 例							
			<p>あつては、 9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の</p>				<p>る部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>				
							<p>場合にあつては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円) ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の</p>				<p>る部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例					改 正 条 例				
				<p>建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メ</p>					<p>建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メ</p>

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>ートルを超えるもの</p> <p>457,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p>					<p>ートルを超えるもの</p> <p>457,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p>			
52	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定</p>	<p>低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料</p>	<p>6の項の規定により算定した金額</p>	<p>申出を行うとき</p>							
53	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円</p>	<p>変更認定申請のとき</p>	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変</p>	52	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円</p>	<p>変更認定申請のとき</p>	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
			<p>(エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査(以下この項において「調査機関審査」という。)) 又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という。))を受けた場合 あつては、9,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合あつては、14,500円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合あつては、22,400円)</p>				<p>(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査(以下この項において「調査機関審査」という。))又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という。))を受けた場合 あつては、9,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合あつては、14,500円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合あつては、22,400円)</p>
			<p>更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロ</p>				<p>更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロ</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1</p>	<p>の申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			<p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1</p>	<p>の申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例						改 正 条 例					
			棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)						棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、14,500円) (2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)		
54	略	略	略	略	略	53	略	略	略	略	略